

農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

琴浦町

目 次

琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 施策展開の方向と目指すべき農業構造	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1 農業経営モデル策定の基本的考え方	6
2 農業経営モデル類型	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
1 農業経営モデル策定の前提	7
2 農業経営モデル類型	7
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	8
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2 町が主体的に行う取組	8
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	8
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	9
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1 農地利用集積シェアの目標	10
2 推進方針	10
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項	11
2 利用権設定等促進事業に関する事項	11
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項	18
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	19
6 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項	19
第6 その他	20
別紙1（第5の2(1)⑥関係）	21
別紙2（第5の2(2)関係）	21
別紙3 モデル類型	26

琴浦町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しにあたって

1. 趣 旨

琴浦町は鳥取県のほぼ中央に位置し、東は加勢蛇川、洗川、西は勝田川、黒川の流域に沿って水田地帯が開けており、水稲作付けの他、飼料・芝生等の転作作物が作付けされている。また丘陵地帯では梨園、芝生、蔬菜、飼料、施設園芸の普通畑地帯が広がっている。そして標高400m近くの中山間地域まで農地が広がり耕作が営まれ、また町内全域にわたって畜産（酪農、繁殖・肥育牛、養豚・養鶏等）も多様に取り組みされている。県内有数の農業どころとして、農業は本町の基幹的産業として重要な地位を占めている。

しかし、近年の経済状況の悪化や国際化の進展による農畜産物の価格の低迷、消費者ニーズの多様化など、農業を取り巻く環境は大きく変化する中、本町の農業構造については、農業従事者の減少、高齢化の進展、青年層就農者の減少等による担い手不足などの課題に直面している。

このような問題に対処し、本町の農業を基幹産業として振興していくためには、農業が他産業と遜色ない所得水準となり職業として選択するに足る魅力とやりがいがあり誇りの持てるものとして、その実現に向けて施策を積極的に展開していくことが重要である。

このため、本町の令和10年（10年後）の農業構造を展望し、育成すべき経営者能力に優れた効率的かつ安定的な農業経営の指標を定め、これらの農業を営む者に対する農用地の利用集積の目標とこれらを達成するための施策を明らかにするとともに、農業経営基盤強化促進の推進に関する方針について基本構想の見直しを行う。

2 基本構想の位置づけと目標年次

この基本構想は、農業の振興をめざし基幹産業として発展していくために、育成すべき経営者能力に優れた効率的かつ安定的な農業経営の指標と、これらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標、目標達成のための施策の展開方向を明らかにするものとして、その農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定に基づき平成7年に策定され、農業を取巻く環境の変化等の対応するため、5年ごとにその見直しを行っているところであるが、この度の見直しにあっては、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴う改訂を行うことにあわせ行うものである。

基本構想の見直しあたっては、町総合計画及び他の農業関連計画と連携させながら、本町における令和10年（10年後）を目標とする農業経営、農業構造の改善目標として作成した。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 施策展開の方向と目指すべき農業構造

農業構造の大きな変革の節目が到来している中、農業の競争力を強化し、将来にわたって持続可能なものとするため、国においても農地中間管理機構の創設や新たな経営所得安定対策、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設といった農政の大改革が進められてきたところである。

本町でも、これらの動きを踏まえ、産業としての農業振興と農村社会の維持発展の両面を見据えた施策展開を行っていくことが必要であり、規模の大小を問わず、将来にわたって安定的に産地や地域農業を担うことができる、創意工夫を凝らし経営発展を遂げるたくましい農業者や集落営農組織の育成を基本としつつ、農外からのI J Uターン者や企業を含めた様々な者が農業参入し、地域に定着できるような支援体制を構築し、多様な担い手の育成を進めていくこととする。

また、その基礎として農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定に向けた地域での話し合いが重要であり、町はこれを積極的に支援し、地域ぐるみで担い手となる農業者や集落営農組織の育成と、さらに、経営規模の拡大等を目指す農家へ農地中間管理事業を活用した農用地の利用集積を促進することにより、担い手農家及び新規就農者等の育成を図り、本町農業の発展に取り組んでいく。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 個別経営体の育成

認定農業者数は156経営体（R2.3月末）と近年、横ばいで推移しているが、個々の経営を見ると平均経営規模は4.2ha(H25)から5.3ha(R1)に拡大するなど、担い手の規模拡大が着実に進展している。

今後、経営体の規模拡大、経営基盤の強化を一層推進するため町、農業委員会、中部総合事務所農林局、JA、(公財)鳥取県農業農新担い手育成機構等農業団体が緊密に連携し以下の支援を行うものとする。

- 認定農業者の経営状況の自己チェックと結果のフォローアップを町、農業改良普及所等と連携し強力で推進する。
- また、認定農業者制度がより効果的に運用されるよう、地域計画において地域の農業を担う者として位置づけ、農地集積の円滑な推進が図られるよう積極的に働きかける。
- また、条件の整った経営体に対しては積極的に法人化を推進するとともに、農業経営・就農支援センターの活用による経営診断も受けながら農の雇用ステップアップ支援事業の活用や6次産業化の推進による経営基盤の強化を図る。

イ 組織経営体の育成

個別農家の規模拡大など核となる担い手の育成、確保が困難な中山間地域等においては集落ぐるみの営農組織が地域を支える担い手として今後益々、重要な役割を担うこととなる。

本町では従来から、日本型直接支払制度、県単独事業等を活用し地域農業の維持を目的とした集落営農の組織化を推進してきたところである。現在、町内の集落営農組織は13組織(R1)で横ばいの状態にあり、令和元年度、令和4年度に開催した集落営農組織懇談会において、参加組織から構成員の高齢化などの課題が挙げられた。

今後、集落営農の組織化推進に向け町、農業委員会、JA等関係組織や農業改良普及所等の県関係機関の連携の元に以下の取組を行っていくこととする。

- これまで組織化の動きがなかった集落については、国の日本型直接支払交付金等の制度を推進するとともに、県の集落営農組織支援事業等の推進により組織化に向けた集落内の機運の醸成を図る。
- 町は組織の継続性や経営基盤の強化のため集落営農の法人化を積極的に推進することとし、新た

に農業経営・就農支援センターにおける経営サポートを活用する。

○なお、集落営農の効率的な経営規模、担い手確保等の面から広域化、組織統合等に係る県外先進事例の実態把握等を行う県の情報を把握し、集落営農の経営基盤強化に向けた支援を行う。

ウ 地域の実情に応じた多様な担い手の育成

農村集落の機能維持や農地管理のためには、一部の効率的かつ安定的な農業経営だけですべてを支えることは困難であり、規模の大小に関係なく地域で安定的に営農を継続するとともに、近隣農家から一部作業を受託するような農家についても積極的にその役割を評価し、支援していく。

また、農作業の受託組織や機械の共同利用などの営農組織も効率的かつ安定的な農業経営の育成母体と位置づけ、組織経営体への発展を支援するものとする。

農作業従事者の高齢化が進む中、スマート農業の導入に関する検討を行い、実証・検証を重ねながら労力軽減と作業効率向上を目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農の確保及び育成の現状

本町においては、町、農業委員会、J A、農業改良普及所を就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する就農促進のための拠点として位置づけ、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、農業大学校との連携と情報共有により将来の農業担い手を育成する体制を構築してきた。

特に、地域になじみのないI J Uターン者が増加する中での農地のあっせんを円滑に進めるにあたり、農地・担い手行政の一体的な推進が重要であることから、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を中心として、農業委員会、J A、農業改良普及所、農業大学校等との関係機関の連携体制を強化し、取り組みをすすめたところである。

そのような中、新規就農者が確実に地域に定着し、担い手として経営発展に至るためには優れた技術と経営ノウハウを持つ指導農業士等の先進農家での実践的な研修やアドバイスが重要であり、これらの農家との協力体制構築、実践研修等の受入体制充実を図った結果、令和元年度よりJ A琴浦ミニトマト生産部において町独自の研修制度を開始。これまで大阪府、京都府などから3人が研修制度を活用しミニトマト及びスイカの施設栽培について学び、そのうち2人が独立就農に至り、初年度から目標を大きく上回る収量を達成するなど成果を挙げている。令和4年度にはJ A琴浦梨生産部、令和5年度からはJ A琴浦ブロッコリー生産部による研修が開始するなど、着実に研修の品目を拡大し、就農を目指した研修が受けられるようJ A各生産部での受入・指導体制の構築を行った。今後は、法人による委託型の研修制度の実施などを含め、さらなる制度の充実を図りながら次代の担い手確保を目指していく。

また、親元就農については、確実な定着が見込まれる就農タイプであり、親の経営力向上、家族経営協定の締結による家族内の役割分担の整理、子への継承までのステップの明確化等、独立就農とは異なる支援を要するが、関係機関との役割分担、連携によって着実に推進していくこととする。

イ 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本町の新規就農の状況については、独立自営就農者について(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構で実施しているアグリスタート研修の充実等もあり、年平均2人程度が新規就農している状況である。

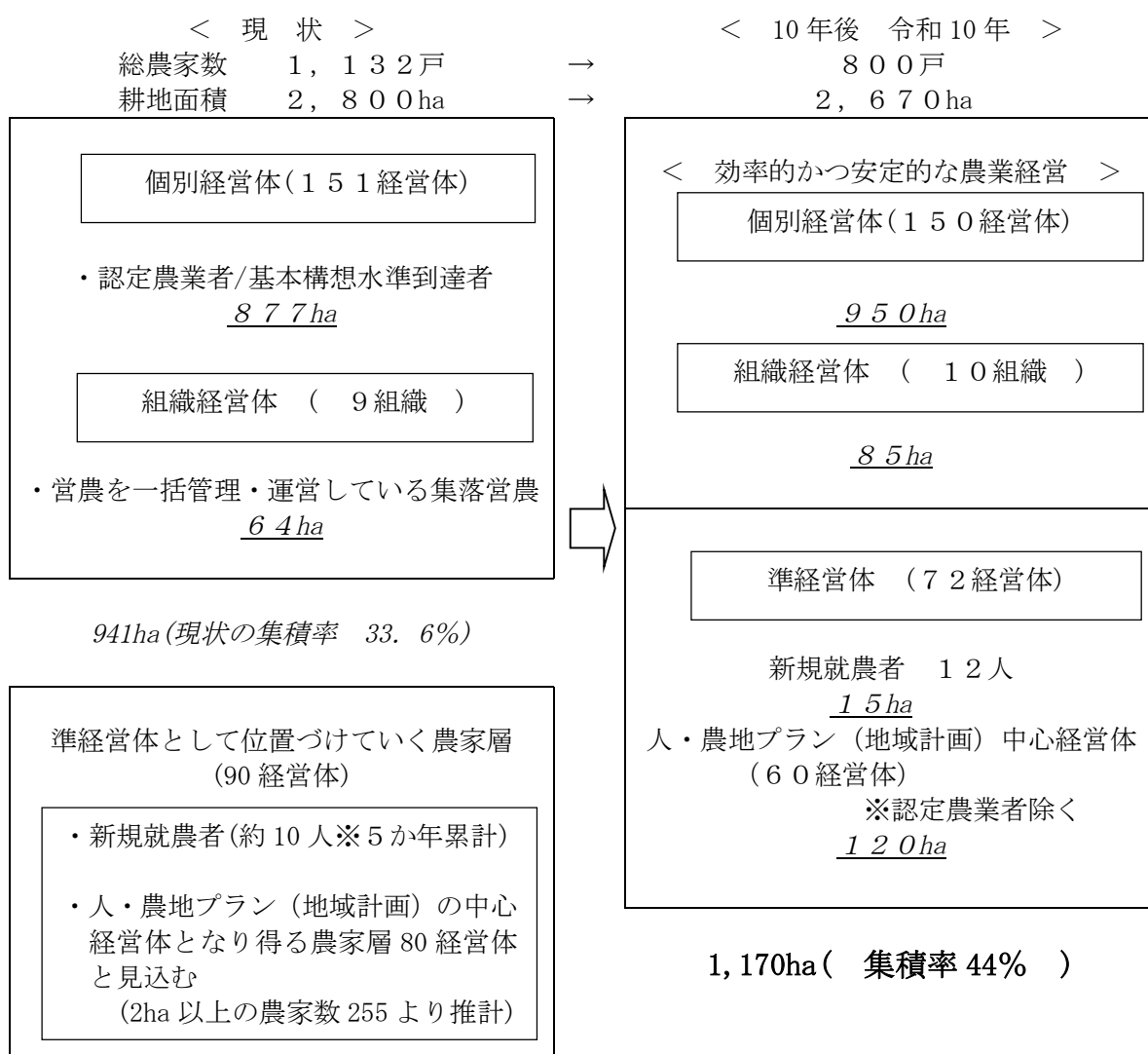
こうした中、新規就農し定着する40代以下の農業者を倍増させるという国の新規就農者の確保・定着目標等も踏まえ、本町農業の持続的な発展に向け、新規就農者(独立自営就農者)を年間3人程度確保することを目標と見込む。

なお、本町においては45歳以上65歳未満の中高齢者及び退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者といった新たな形での農業経営を営もうとする者について

も、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、広く積極的に支援の対象とし、必要な支援を講じるものとする。

(3) 目指すべき農業構造の姿

10年後（令和10年）の本町の農業構造を展望した時、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードをしていくような個別農家や農業法人、地域ぐるみで農業を担う集落営農型組織経営体が育つ一方、高齢化や後継者の不在等により経営規模を縮小、離農する農家も見込まれる中で、効率的かつ安定的な農業経営の育成とそれらが担う農地利用の姿を次のとおり展望し、実現に向けて施策誘導を図っていく。



[参 考]

○今後の効率的かつ安定的な農業経営の育成に向け、目標の達成状況を進捗管理していくため次のとおり位置づける。

- 個別経営体 認定農業者(※) + 基本構想水準到達者
(根拠: 認定農業者、担い手の農地利用集積状況調査 農林水産省)
※集落営農法人を含む
- 組織経営体 集落内の営農を一括管理・運営する集落営農
(根拠: 集落営農実態調査 農林水産省)

準経営体 認定新規就農者＋人・農地プラン（地域計画）に位置づけられた中心経営体（個別経営体、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く）

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営モデル策定の基本的考え方

- (1) 第1章で示した経営体育成のため、目標とするモデルとして策定したものである。
- (2) 経営モデル設定の前提条件として、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得を考慮し、それらと同等の水準を達成しうる農業経営を基本に実際に営まれている代表的経営事例を踏まえて策定している。

目標とする水準	年間労働時間	・主たる農業従事者一人当たりの年間労働時間 概ね1,900時間
	年間農業所得	・主たる農業従事者一人当たり 概ね380万円

(3) 試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上を図り機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

2. 農業経営モデル類型

- (1) 経営モデルは、本町において実際に取り組みされている経営事例を参考にしている。
- (2) 経営モデルの適用については本町全域について実際に取り組みされている経営事例をベースにしている。
- (3) 設定した農業経営モデル類型
個別経営体13類型、集落営農組織への発展をふまえ組織経営体を1類型に設定した。なお、個々の経営モデルについては別紙3として添付した。

個別農業経営：13類型

NO	経営類型	作目	効率的かつ安定的な農業経営
1	果樹型	梨	16
2	果樹・野菜型	梨、ブロッコリー	7
3	芝・野菜型	芝、ブロッコリー	25
4	露地野菜型Ⅰ	白ねぎ	6
5	露地野菜型Ⅱ	ブロッコリー、スイートコーン	14
6	施設野菜型	スイカ、ミニトマト	21
7	水稲・野菜型	水稲、ブロッコリー	5
8	繁殖和牛型	繁殖和牛	9
9	酪農型Ⅰ	乳牛(つなぎ)	13
10	酪農型Ⅱ	乳牛(フリーストール)	23
11	肥育牛(肥育)型	肉用牛	6
12	ブロイラー型	ブロイラー	2
13	養豚型	豚(繁殖肥育一貫)	4
小計			151

法人・生産組織経営：1類型

NO	経営類型	作目	効率的かつ安定的な農業経営
1	集落営農型	水稲、大豆	9
小計			9
合計			160

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1. 農業経営モデル策定の前提

(1) 経営モデル設定の基本的考え方

就農5年後に達成すべき所得目標として、本町における効率的かつ安定的な農業経営の目標とする水準を考慮し、概ね8割程度(主たる農業従事者当たり概ね300万円以上)を達成しうる農業経営を基本に、実際に営まれている経営事例を踏まえて策定した。

目標とする	年間労働時間	・主たる農業従事者一人当たりの年間労働時間 概ね1,900時間
水準	年間農業所得	・主たる農業従事者一人当たり 概ね300万円

(2) 試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上を図り機械施設の効率的利用体系の確立、すでに確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

2. 農業経営モデル類型

(1) 経営モデルは、本町において実際に取り組まれている経営事例を参考としている。

(2) 経営モデルの適用については本町全域について実際に取り組まれている経営事例をベースにしている。

(3) 設定した農業経営モデル類型

個別経営体4類型に設定した。なお、個々の経営モデルについては巻末に参考資料として添付した。

新規就農経営：4類型

NO	経営類型	作目	効率的かつ安定的な農業経営
1	果樹型	梨	2
2	露地野菜型Ⅰ	白ねぎ	2
3	露地野菜型Ⅱ	ブロッコリー	3
4	施設野菜型	スイカ、ミニトマト	2
小計			9

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の特産品であるミニトマト、梨、ブロッコリーなどの農畜産物を安定的に生産し、町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及所、JA等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、県内外を問わず職業としての農業の魅力等を就農フェアなどの就農相談、体験ツアーなどの機会やインターネットなどの広報媒体を活用して発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、新規就農担当部署だけでなく移住定住担当部署、住宅対策担当部署など庁内連携を図るとともに、農業委員会、農業改良普及所、JAなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、県外から地域おこし協力隊などの制度を活用して研修を受ける研修期間中の生活拠点となる宿泊研修施設の維持管理、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うため町に就農コーディネーターを設置するとともに、町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業大学校等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農コーディネーターは必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、農業改良普及所、農業委員会、JA、JA生産部、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 鳥取県農業会議、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業改良普及所、JA等関係団体と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、JA等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農地利用集積シェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェアの目標
1, 170ha	概ね44%

2 推進方針

農用地の利用集積については従来から農業委員会によるあっせんや農地利用集積円滑化事業等により町内での利用調整が行われ、取り組みの成果を上げてきたところである。

しかしながら、第1で示す農業構造を実現するためには、認定農業者や集落営農法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営の育成とともに、それらの多様な担い手へ年間23haの農地集積が必要となり、従来どおりの推進手法だけでは実現は困難である。

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分解錯圃の解消による農地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にしながら農地中間管理事業を最大限に活用していくものとする。

また、事業推進に当たっては、地域内の分散錯圃を整理し、作目別の団地化を進め、担い手の生産コスト削減を念頭に農地集積と農地利用の集約化を図ることが重要となる。

このため、町、農業委員会、を中心に中部総合事務所農林局、JA、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、土地改良区等との密接な連携のもと、人・農地チーム会議等を活用し推進方策、モデル地区等を定め、それぞれの機関が必要な役割を担いながら強力で推進する体制を構築する。

農業者の高齢化等により遊休農地が増えてきている中、担い手が規模拡大に向けて農地を求める声もある。農地中間管理機構関連農地整備事業等有利な補助事業を活用して、区画整理や道排水施設の整備を行い、担い手の耕作条件を整備するとともに遊休農地の拡大防止及び荒廃の防止を図る。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営体が規模拡大を行う上にも、機械の大型化や管理の省力化に対応した新たな基盤整備、安定した栽培体系の確立等に必要畑地帯かんがい排水整備などが不可欠であり、また既存の土地改良施設の老朽化への対応や日常の維持管理への対応した事業展開(中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業)などにより、地域全体での農業基盤の保全活動を実施し、農地集積に伴う経営体への負担を軽減するなど、多角的な地域での支援体制を確立する。

近年では、気象条件が変化してきたことにより、多くの作物でかん水施設の整備を望む声が上がっている。整備済みでありながら未利用の農地を活用できるよう集約化を含めた調整を図るほか、土地改良区等関係機関とも連携を取りながら要望を把握し、必要に応じて補助事業を活用した整備を進めていく。

また、経営体への優良農地を確保するためにも、耕作放棄地対策や農業振興地域の策定などと連携させて実施する。

なお、過去の交換や売買の後に登記が行われず権利関係が不明瞭な農地があるなど、地図混在地域も存在している。これらの地域は、担い手への集積や基盤整備事業を計画する際に大きな障壁となっている。地籍調査事業のさらなる推進によって、地図混在状態を解消していくことが期待されている。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や多様な農業者の経営展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の下郷・浦安・八橋・赤碕・安田・成美地区においては、ほ場整備事業はほぼ完了しており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に町農業委員会の主体的な取り組みによって担い手農業者が連担的な条件の下で効率的な生産が行なえるよう努める。

イ 中山間地域の上郷・古布庄・以西地区においては、中山間地域等直接支払制度の活用により耕作放棄地の解消に努める。

本町は、特定農業法人（団体）制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人（団体）制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、区域内で営農する担い手、区域内を担当する農業委員又は農地利用最適化推進委員、地区役員、土地改良区、中部総合事務所農林局と調整し設定することとし、開催に当たっては、農業関係の集まりを積極的に活用するとともに、必要に応じて町報、ホームページなど広報媒体を活用し周知を図る。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

協議の場においては、次の各号に掲げる事項について協議を行い、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

【協議すべき事項】

- ① 地域計画の区域
- ② 区域における農業の将来のあり方
- ③ ②に掲げる事項に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ④ ③に掲げる目標を達成するために取るべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行わ

れている区域及び工程表で定めた区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、中部総合事務所農林局・農業委員会・(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、新規就農者等が農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けた者とする。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)から(ウ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農

用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第3条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は農業経営基盤強化促進法（以下「法」という）第7条第1項に掲げる農地中間管理機構の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 申出及び要請

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

② 本町は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同 意
- 本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公 告
- 本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の内(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。
- (10) 公告の効果
- 本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。
- (12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(概ね1以上の集落)とするものとする。なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利

用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に関わるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知 最終改正:令和5年4月1日付け4経営第3216号)様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のウに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告するものとする。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての啓発

エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組んでいく必要がある。このため、先進的な法人経営体等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営体を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業協同組合が農業人材紹介センターで取り組んでいる求人・求職のマッチング機能との連携を図るとともに、農業従事の態様等の改善に取り組むものとする。

6 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農用地の利用度の向上

本町は、不作付地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(2) 関連施策の推進

本町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

このほか、本町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、中部総合事務所農林局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとな

るよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設のように供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は用畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は 3 年以上 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年以上とすることが相当でないとは認められる場合には、3 年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農業委員会が地域の実勢賃借料を提供し、当事者が当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、町が認定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事業者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。

③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	
I の①に同じ。	<p>1. 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

琴浦町営農モデル類型

番号	経営形態	モデル類型(琴浦町)
1	〈個別経営体〉	果樹 型(梨)
2	〈個別経営体〉	果樹・野菜 型(梨・ブロッコリー)
3	〈個別経営体〉	芝・野菜 型(芝・ブロッコリー)
4	〈個別経営体〉	露地野菜 型 I (白ねぎ)
5	〈個別経営体〉	露地野菜 型 II (ブロッコリー、スイートコン)
6	〈個別経営体〉	施設野菜 型(スィカ、ミニトマト)
7	〈個別経営体〉	水稻・野菜 型(水稻・ブロッコリー)
8	〈個別経営体〉	繁殖和牛 型
9	〈個別経営体〉	酪農 型 I (つなぎ)
10	〈個別経営体〉	酪農 型 II (フリーストール)
11	〈個別経営体〉	肥育牛 型
12	〈個別経営体〉	ブロイラー 型
13	〈個別経営体〉	養豚 型
14	〈組織経営体〉	集落営農 型
15	〈新規就農〉	果樹 型(モデル園)
16	〈新規就農〉	露地野菜 型 I (白ねぎ)
17	〈新規就農〉	露地野菜 型 II (ブロッコリー)
18	〈新規就農〉	施設野菜 型(スィカ、ミニトマト)

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 1 果樹型(梨)

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入することにより、労力分散・生産安定を図った果樹主体の経営とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働力
水田 0 a	梨 おさゴ-ルト	30 a	4,536	631	2.0 人 1人当り 労働時間 1,346 時間
畑 0 a	梨 G20ハウス	15 a	3,900	1,900	
樹園地 105 a	梨 新甘泉ジョイント有袋	20 a	3,850	1,522	
モデル園 0 a	秋甘泉ジョイント	10 a	1,540	456	
	梨 王秋	20 a	5,400	2,416	
	梨 秋栄	10 a	1,170	195	
	<計>	105	20,396	7,120	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫	木造	50 m ²	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、梨の作型・品種の部門別収支を点検するとともに、新品種及び市場の動向に配慮して経営計画を立てる。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。		
車庫・格納庫	金属3~4mm	6 m ²			
ポンプ舎	鉄骨	1 m ²			
給水パイプ	50mm	800 m			
貯水槽	コンクリート	1 m ³			
梨 棚	鉄柱鉄線	75 a			
梨大型ハウス		15 a			
梨 ジョイント網掛棚	鉄柱ジョイント棚	30 a			
トラクター 4WD	25ps	1 台			
ロータリー	160cm	1 台			
深耕ロータリー	直装3P	1 台			
スピードスプレー	1000ℓ	1 台			
揚水ポンプ	50mm	1 台			
ロータリーモア: 自走	6ps	1 台			
運搬車	5ps・500kg	1 台			
温風暖房機	2000kcal	1 台			
軽トラック	660cc	1 台			
なし樹	おさゴ-ルト	30 a			
なし樹	ゴ-ルト 20	15 a			
なし樹	新甘泉ジョイント	20 a			
なし樹	秋甘泉ジョイント	10 a			
なし樹	王秋	20 a			
なし樹	秋栄	10 a			

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 2 果樹・野菜 型(梨・ブロッコリー)

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入し、ブロッコリー(秋冬)を加えて、労力分散・生産安定を図った果樹中心の複合経営で、ブロッコリーは選果場出荷とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	梨 おさゴ-ルト	20 a	3,024	416	2.0 人 1人当り 労働時間 1,741 時間
畑 100 a	梨 G20ハウス	15 a	3,900	1,904	
樹園地 90 a	梨 新甘泉ジョイント有袋	20 a	3,850	1,500	
モデル園 0 a	秋甘泉ジョイント	10 a	1,540	492	
	梨 王秋	15 a	4,050	1,796	
	梨 秋栄	10 a	1,170	226	
	ブロッコリ 秋冬	100 a	3,045	737	
	<計>	190	20,579	7,070	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫	木造	50 m ²	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、梨の作型・品種および野菜の部門別収支を点検するとともに、新品種及び市場の動向に配慮して経営計画を立てる。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。 ・梨、ブロッコリーともにJA選果場を利用する。		
車庫・格納庫	金属3~4mm	6 m ²			
ポンプ舎	鉄骨	1 m ²			
給水パイプ	50mm	800 m			
貯水槽	コンクリート	1 m ³			
梨 棚	鉄柱鉄線	60 a			
梨大型ハウス		15 a			
梨 ジョイント網掛棚	鉄柱ジョイント棚	30 a			
トラクター 4WD	25ps	1 台			
ロータリー	160cm	1 台			
深耕ロータリー	直装3P	1 台			
スピードスプレー	1000 ^{リットル}	1 台			
揚水ポンプ	50mm	1 台			
ロータリーモア: 自走	6ps	1 台			
運搬車	5ps・500kg	1 台			
温風暖房機	2000kcal	1 台			
軽トラック	660cc	1 台			
動力噴霧機	6ps	1 台			
管理機	3.5ps	1 台			
なし樹	おさゴ-ルト	20 a			
なし樹	ゴ-ルト 20	15 a			
なし樹	新甘泉ジョイント	20 a			
なし樹	秋甘泉ジョイント	10 a			
なし樹	王秋	15 a			
なし樹	秋栄	10 a			

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 3 芝・野菜型(芝・ブロッコリー)

【モデルの特徴】

黒ぼく畑を対象地域とし、畑地かんがい施設を効率的に利用し、芝、ブロッコリー(秋冬)を基幹作物とし、作型の組み合わせにより労力分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	芝	750 a	27,600	1,932	2.0 人
畑 1000 a	ブロッコリー 初夏	50 a	1,504	389	
樹園地 0 a	ブロッコリー 秋冬	200 a	6,090	1,534	
モデル園 0 a					
	<計>	1,000	35,195	3,855	1人当り 労働時間 1,705 時間
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 トラクター 4WD ロータリー 管理機 ブロードキャスト 全自動移植機 動力噴霧機 芝刈機 (頭刈モア) 芝掃除機 (スイーパー) 軽トラック	木造 25ps 160cm 3.5ps 300 ^{1/2} 2.9ps 6ps 8.5ps 8.5ps 660cc	30 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳及び経営分析により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。 		

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 4 露地野菜型 I (白ねぎ)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、白ねぎを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	白ねぎ夏	50 a	5,820	1,009	2.0 人 1人当り 労働時間 1,892 時間
畑 170 a	白ねぎ秋冬	110 a	12,177	2,643	
樹園地 0 a	白ねぎ春	40 a	3,856	141	
モデル園 0 a					
	<計>	200	21,853	3,793	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 トラクター 4WD ロータリー 軽トラック 土寄機(ねぎ) 動力噴霧機 皮剥機コンプレッサー 自動結束機	木造 25ps 160cm 660cc 6ps 6ps 電動式 電動式	30 m ² 1 台 1 台 1 台 2 台 1 台 2 式 2 台	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、作型別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。		

別紙 3

〈家族農業経営〉

モデル類型 5 露地野菜 型 II (ブロッコリー、スイートコン)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、基幹作物としてのブロッコリーの作型多様化と、スイートコンとの組み合わせにより、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 200 a	ブロッコリー 初夏	200 a	6,017	1,311	2.0 人 1人当り 労働時間 1,854 時間
畑 400 a	ブロッコリー 秋冬	400 a	12,181	2,343	
樹園地 0 a	スイートコン	60 a	1,630	169	
モデル園 0 a					
	<計>	660	19,828	3,823	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 車庫・格納庫 トラクター 4WD ロータリー 管理機 全自動移植機 ブロードキャスト 動力噴霧機 軽トラック	木造 木造 25ps 160cm 3.5ps 2.9ps 300 ^{リットル} 6ps 660cc	25 m ² 3 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。 		

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 6 施設野菜型(スィカ、ミニトマト)

【モデルの特徴】

水田転換畑・畑のハウスを効率的に利用し、ミニトマト(半促成、抑制)を基幹作物として、スイカを組み合わせて、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	スィカ ハウス	18 a	2,635	967	2.0 人 1人当り 労働時間 1,443 時間
畑 30 a	ミニトマト(半促成)	12 a	3,917	1,193	
樹園地 0 a	ミニトマト(抑制)	18 a	5,886	1,632	
モデル園 0 a					
	<計>	48	12,438	3,792	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 パイプハウス トラクター 4WD ロータリー 管理機 運搬車(クローラ) 動力噴霧機 土壌消毒機 軽トラック	木造 6m 20ps 140cm 3.5ps 4.2PS 6ps 2条 660cc	25 m ² 30 a 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。 		

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 7 水稻・野菜 型(水稻・ブロッコリー)

【モデルの特徴】

水稻は、基幹作業のうち田植とコンバイン収穫を中心に作業受託も行い、機械装備の効率的活用を図る。あわせて、ブロッコリー(秋冬)を栽培し、共同選果場を利用しながら収益の向上を図る。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 600 a	主食用米(自作)	200 a	2,367	524	1.0 人
畑 400 a	主食用米(小作)	200 a	2,367	319	
樹園地 0 a	飼料用米	200 a	2,041	149	
モデル園 0 a	ブロッコリー 秋冬	400 a	12,181	2,119	
	水稻耕耘	150 a	102	4	1人当り 労働時間 1,955 時間
	代かき	500 a	340	40	
	機械田植	1,000 a	680	97	
	水稻コンバイン刈	1,000 a	1,630	860	
	<計>	3,650	21,709	4,114	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫	木造モルタル	50 m ²	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳及び経営分析により、部門別収支を点検するとともに、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・農業機械のうち大型農業用機械（トラクター、田植え機、乗用管理機、自脱型コンバイン）については、事業活用により1/2補助で導入するものとする。 ・飼料用米の粗収益には、経営安定対策の交付金を含む。 【農業従事の態様】 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。		
軽トラック	660cc	1 台			
トラック	1t	1 台			
トラクター 4WD	40ps	0.5 台			
ロータリー	180cm	1 台			
代かきハロー	260cm	1 台			
田植機:側条	6条	0.5 台			
動力散布機背負	26 ^{リットル}	1 台			
乗用管理機	500 ^{リットル}	0.5 台			
自脱コンバイン	4条、グレン	0.5 台			
管理機	3.5ps	1 台			
全自動移植機	2.9ps	1 台			

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 8 繁殖和牛型

【モデルの特徴】

畜産団地で効率的な飼養管理を行い、繁殖和牛の多頭化を図るとともに、共同で粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図る。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (頭)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 100 a 畑 400 a 樹園地 0 a モデル園 0 a 繁殖和牛 40 頭	繁殖和牛 (成牛) 飼料作物	40 頭 500 a	24,174	6,282	2.0 人 1人当り 労働時間 2,008 時間
<計>		540	24,174	6,282	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
牛舎 車庫・格納庫 堆肥舎 軽トラック ダンプ ホイロローダ 飼料用カッター パソコン トラクター 4WD ブロードキャスタ ロールベアラ ラッピングマシン ロータリー バールクリップ マニュアルフレタ テッダーレーキ モアー 黒毛和種	木造 木造 木造 660cc 2t 23ps 3.5ps ノト 35ps 300 ^{mm} _径 120cm 120cm 160cm 160cm 1.5t 300cm 125cm 繁殖	320 m ² 50 m ² 100 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 0.3 台 40 頭	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、経営分析及び見直しを図る。 ・粗飼料生産を共同で行うことで、低コスト生産に努める。 ・飼養管理の徹底により、1年1産を目指し、経営の安定を図る。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制を導入する。 		

別紙 3

〈家族農業経営〉

モデル類型 9 酪農型 I (つなぎ)

【モデルの特徴】

共同またはコントラクター組織により粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図るとともに、乳牛飼養管理を徹底し、酪農経営の安定を目指す。また、規模拡大に合わせた家畜排泄物の適正な処理を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産乳量 (t)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a 畑 800 a 樹園地 0 a モデル園 0 a 搾乳牛 40 頭	搾乳牛 飼料作物 イタリアン 飼料用トウモロコシ	323 t 1,600 a	44,931	7,996	2.0 人 1人当り 労働時間 2,024 時間
	<計>	1,923	44,931	7,996	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
牛舎 堆肥舎 牛舎 サイロ 車庫・格納庫 事務所 バルククーラー パイプラインミルカー バンクリーナー トラクター 4WD ダンプ 軽トラック 乳牛 ディスクプラウ ディスクハロー ロータリー ブロードキャスト ライムソフワ コンプレッサー ブームスプレーヤー コンハーベスタ カルチパッカー テッダーレーキ ラッピングマシン バールクリップ マニュアルレタダ ロールベアラ	木造 鉄骨スレート 木造 100立米 木造 木造 1000リットル 50C4ユニット 35ps 2t 660cc 搾乳 4連 60ps用 220cm 600リットル 250リットル 4条 520リットル 1条 250cm 300cm 120cm 160cm 3.3t 120cm	484 m ² 375 m ² 300 m ² 4 基 150 m ² 50 m ² 1 基 1 セット 50 頭 1 台 1 台 1 台 40 頭 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台 0.20 台	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 【農業従事の態様】 ・休日制を導入する。 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。		

別紙 3

〈家族農業経営〉

モデル類型 10 酪農型 II (フリーストール)

【モデルの特徴】

共同またはコントラクター組織により粗飼料生産を行い、生産コストの低減を図るとともに、乳牛飼養管理を徹底し、酪農経営の安定を目指す。また、規模拡大に合わせた家畜排泄物の適正な処理を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産乳量 (t)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 600 a 畑 600 a 樹園地 0 a モデル園 0 a 搾乳牛 100 頭	酪農フリーストール 飼料作物 (飼料用トウモロコシ)	950 t 1,200 a	117,500	11,036	2.0 人 1人当り 労働時間 2,139 時間
	<計>	2,150	117,500	11,036	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
牛舎:フリーストール ミルクパーラー舎 育成牛舎 事務所 作業場・倉庫 堆肥舎 堆肥発酵舎 サイロ パーラー排水浄化槽 搾乳施設機器 トラクター 4WD TMRミキサー マニュアルレタダ リバースプルプラウ ブロードキャスタ ロータリー コンプレッサー カルチバクター ブームスプレーヤー 動力噴霧機 パソコン ダンプ 軽トラック フォークリフト ショベルローダー 乳牛	鉄骨スレート スレート 鉄骨スレート 金属3mm下 金属3mm下 木造 鉄骨スレート 100立米 地下式 パーラー方式 100ps 12立米 3.3t 4連 600mm 220cm 4条 250cm 520mm 6ps ノート 2t 660cc 2t 畜産仕様 搾乳	1800 m ² 300 m ² 500 m ² 80 m ² 400 m ² 200 m ² 620 m ² 5 基 1 基 1 式 2 台 120 頭	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 【農業従事の態様】 ・休日制を導入する。 ・家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。		

別紙 3

〈家族農業経営〉

モデル類型 11

肥育牛 型

【モデルの特徴】

安定した高品質牛肉を生産する家族経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
肥育牛 300 頭 (黒毛和種)	肥育牛販売 (黒毛和種)	189 頭	236,616	12,818	2.0 人 1人当り 労働時間 2,172 時間
	<計>	189	236,616	12,818	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
畜舎 堆肥舎 農具舎 ホイルローダー ダンプトラック 軽トラック	鉄骨スレート 3,150㎡ 鉄骨スレート 600㎡ 鉄骨スレート 200㎡ 0.4m ³ 2 t 4 WD		【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 ・肥育成績の検討を行い肥育成績の向上を図り、肥育経営の安定を目指す。 【農業従事の態様】 ・家族2人労力での経営で、地元産稲わらを利用する。		

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 12 ブロイラー 型

【モデルの特徴】

畜産団地で、効率的飼養管理を行い、安定したブロイラー経営を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	出荷羽数 (千羽)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a 畑 0 a 樹園地 0 a モデル園 0 a ブロイラー 50 千羽 (常時飼養羽数)	ブロイラー	300 千羽	121,245	6,445	2.0 人 1人当り 労働時間 1,854 時間
	<計>	300	121,245	6,445	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
軽トラック 動力噴霧機 ホイールローダ パソコン	660cc 6ps 23ps ハト	1 台 1 台 1 台 1 台	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実践する。 ・産肉成績の分析を行うことで、飼養管理の改善を行い、ブロイラー経営の安定を図る。 【農業従事の態様】 ・休日制を導入する。 <その他> ・販売業者が生産・加工・流通・販売の一貫体制を整備し、有利販売に努めている。		

別紙3

〈家族農業経営〉

モデル類型 13

養豚型

【モデルの特徴】

疾病の発生を防止するとともに、繁殖成績・肥育成績の向上に努め、経営の安定を目指す。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	出荷頭数 (頭)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a 畑 0 a 樹園地 0 a モデル園 0 a 母豚 70 頭	養豚繁殖肥育一貫	1,729 頭	63,674	7,812	2.0 人 1人当たり 労働時間 2,077 時間
	<計>	1,729	63,674	7,812	
生産方式 (施設・機械装備等)		経営管理の内容とその方向			
繁殖豚舎 子豚肥育豚舎 浄化槽 堆肥舎 自動給餌装置 給餌器 ガスルーダー 動力噴霧機 豚衡器 高圧洗浄機 ボブキャット パソコン ダンプ 軽トラック 豚 豚	高床式分娩房 発酵床 活性汚泥 木造 コンベア式 ウェットフィーダー 子豚保温用 6ps 出荷豚用 スチーム機能 堆肥調整用 ノト 2t 660cc 繁殖雌 種雄	1 棟 1 棟 1 基 150 m ² 1 式 1 式 1 式 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 70 頭 6 頭	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。 ・繁殖成績・肥育成績の分析を行うことで飼養管理の改善を図り、養豚経営の安定を図る。 ・糞尿は、農協堆肥センターにて処理し堆肥化する。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日制を導入する。 		

別紙3

〈法人・生産組織〉

モデル類型 14 集落営農型

【モデルの特徴】

集落営農組織で機械を装備し、水稻(主食用米及び飼料用米)と大豆の生産を行う。基幹作業のうち、大豆のコンバイン収穫・乾燥調整は、JAへ委託する。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働力
水田 2200 a	主食用米(早生品種)	700 a	8,344	2,107	4.0 人 1人当り 労働時間 1,135 時間
畑 0 a	主食用米(中生品種)	700 a	8,344	2,107	
樹園地 0 a	飼料用米	500 a	5,104	593	
モデル園 0 a	大豆(サチユタカ)	300 a	2,534	138	
<計>		2,200	24,325	4,944	
生産方式(施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 車庫・格納庫	木造 木造モルタル	50 m ² 70 m ²	【経営管理の方法】 ・会計は一元化されている。財務管理、資金管理を徹底し、計画的な組織運営を 実践する。 ・大豆および飼料用米の粗収益には、経営安定対策の交付金を含む。 【農業従事の態様】 ・作業は計画的に実施し、労賃は、賃金または従事分量配当で支払う。 ・基幹的なオペレータは4人とし、その他は日常管理や補助的な作業を行う。		
育苗ハウス	6m	6 a			
軽トラック	660cc	3 台			
トラック	1.5t低床	1 台			
トラクター 4WD	38ps	1 台			
トラクター 4WD	54ps	1 台			
ロータリー	180cm	1 台			
ロータリー	200cm	1 台			
代かきハロー	200cm	1 台			
ブロードキャスト	300 ^{リットル}	1 台			
畦塗機		1 台			
水稻播種機	200箱/h	1 台			
水稻育苗機	240箱	1 台			
田植機:側条	6条	2 台			
自脱コンバイン	4条、グレイン	2 台			
乾燥機:循環	3t	3 台			
籾摺り機	1t/h	1 台			
米選機	2t/h	1 台			
自動計量器	2.4t/h	1 台			
草刈り機	1.7ps	3 台			
播種機ロータリーシーダー	4条	1 台			
サブソイラー	振動30ps	1 台			
ロータリーカルチ	3連	1 台			
乗用管理機	500 ^{リットル}	1 台			

別紙3

〈新規就農〉

モデル類型 15

果樹型

【モデルの特徴】

梨の作型・品種の組み合わせにジョイント栽培を導入することにより、労力分散・生産安定を図った果樹主体の経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	梨 新甘泉ジョイント有袋	10 a	1,925	772	1.0 人
畑 0 a	梨 秋甘泉ジョイント	10 a	1,540	466	
樹園地 40 a	梨 王秋ジョイント	10 a	2,700	1,216	
モデル園 0 a	梨 甘太ジョイント	10 a	1,935	661	
	<計>	40	8,100	3,114	1人当り 労働時間 847 時間
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫	木造	10 m ²	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 【農業従事の態様】 ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。		
車庫・格納庫	金属3～4mm	1.2 m ²			
ポンプ舎	鉄骨	0.2 m ²			
給水パイプ	50mm	160 m			
貯水槽	コンクリート	0.2 m ³			
灌水装置	棚配管	1 台			
梨 ジョイント網掛棚	鉄柱ジョイント棚	40 a			
トラクター 4WD	25ps	0.2 台			
ロータリー	160cm	0.2 台			
深耕ロータリー	直装3P	0.2 台			
スピードスプレー	1000 ^{リットル}	0.2 台			
揚水ポンプ	50mm	0.2 台			
ロータリーモア: 自走	6ps	1 台			
運搬車	5ps・500kg	1 台			
軽トラック	660cc	1 台			
なし樹	新甘泉ジョイント	10 a			
なし樹	秋甘泉ジョイント	10 a			
なし樹	王秋ジョイント	10 a			
なし樹	甘太ジョイント	10 a			

別紙3

〈新規就農〉

モデル類型 16 露地野菜型 I (白ねぎ)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、白ねぎを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働力
水田 0 a	白ねぎ夏	20 a	1,867	560	2.0 人 1人当り 労働時間 1,703 時間
畑 120 a	白ねぎ秋冬	65 a	6,197	1,998	
樹園地 0 a	白ねぎ春	15 a	1,388	384	
モデル園 0 a					
<計>		100	9,452	2,942	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 トラクター 4WD ロータリー 土寄機(ねぎ) 動力噴霧機 皮剥機コンプレッサー 自動結束機 軽トラック	木造 25ps 160cm 6ps 6ps 電動式 電動式 660cc	25 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 ・施設・機械類の導入には事業活用、中古を利用し、初期投資を抑える。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。 		

別紙 3

〈新規就農〉

モデル類型 17 露地野菜 型 II (ブロッコリー)

【モデルの特徴】

畑あるいは水田転換畑を効率的に利用し、ブロッコリーを基幹作物として、作型の多様化により、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	ブロッコリー 初夏	100 a	3,008	820	1.0 人 1人当り 労働時間 1,935 時間
畑 450 a	ブロッコリー 秋冬	350 a	10,658	2,026	
樹園地 0 a					
モデル園 0 a					
	<計>	450	13,667	2,846	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 車庫・格納庫 トラクター 4WD ロータリー 管理機 全自動移植機 プロトキャスト 動力噴霧機 軽トラック	木造 木造 25ps 160cm 3.5ps 2.9ps 300 ^{リットル} 6ps 660cc	25 m ² 3 m ² 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。 		

別紙3

〈新規就農〉

モデル類型 18 施設野菜型(スイカ、ミニトマト)

【モデルの特徴】

水田転換畑・畑のハウスを効率的に利用し、ミニトマトを基幹作物として、スイカを組み合わせ、労力の分散を図った経営を目標とする。

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (千円)	所得 (千円)	家族労働力
水田 0 a	ミニトマト(半促成)	3 a	1,061	328	1.0 人 1人当り 労働時間 1,617 時間
畑 18 a	ミニトマト(抑制)	15 a	5,396	1,381	
樹園地 0 a	スイカ ハウス	15 a	2,379	859	
モデル園 0 a					
	<計>	33	8,835	2,568	
生産方式 (施設・機械装備等)			経営管理の内容とその方向		
作業場・倉庫 パイプハウス トラクター 4WD ロータリー 管理機 動力噴霧機 軽トラック	木造 6m 20ps 140cm 3.5ps 6ps 660cc	25 m ² 18 a 1 台 1 台 1 台 1 台 1 台	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を実現するとともに、部門別の収支状況を把握する。 ・技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。 ・施設・機械類の導入には事業活用、中古を利用し、初期投資を抑える。 <p>【農業従事の態様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 ・不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。 		